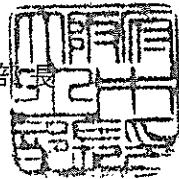


河整第1303号

平成15年8月18日

国土交通省近畿地方整備局
河川部長様

大阪府土木部長



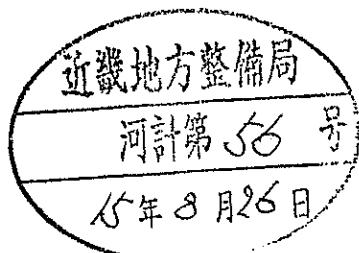
淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）に対する意見について（回答）

標記について、府内関係部局へ照会しましたところ、別紙のとおり意見がありましたので、回答します。

(問合せ先)

大阪府土木部河川室河川整備課計画グループ
寺前、安藤

TEL：06-6943-7409



(第2稿)に対する大阪府の意見【要約版】

NO. 1

室・課	本文箇所	項目	意見
土木部 河川室	全体		<ul style="list-style-type: none"> ・原案等策定時に説明をいただきたい。 ・『調査』、『検討』の具体的な内容についてご教授いただきたい。
	P. 8 4. 1. 1	対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方自治体の役割を踏まえて整理を行われたい。
	P. 35 4. 3	治水・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・上下流の安全度のバランスを考慮した事業推進を図られたい。また、事業優先度についても地方自治体の意見を十分反映されたい。
	P. 42 5. 3. 3	(3)津波対策 3)陸閘操作の時間短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川陸閘の津波来襲時の閉鎖の必要性について調整願いたい。
	P. 45 5. 4	利水	<ul style="list-style-type: none"> ・水需要の精査確認ができるまでの間の整備計画への位置付けや精査確認、整備計画への反映スケジュールを教えていただきたい。
	P. 50 4. 5. 2 P. 74 4. 8. 1	河川敷 (1)利用 淀川河川公園	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の利用状況を踏まえ、地方自治体や住民の意見を重視した検討を進められたい。
	P. 56 4. 6	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に係る直轄負担金の廃止を前提とした検討を進められたい。
	P. 65 4. 7. 3	事業中の各ダムの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の本体工事着手までのスケジュールを教えていただきたい。
土木部 公園課	P. 48 2. 4. 2	河川敷 (1)利用	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川公園は河川敷を公園的に利用することを前提に都市計画決定されており、総合的に合意を得て決定されたものである。現在多くの人々が利用しており、さらなる整備の要望も強く出されている。河川敷の利用形態は総合的なまちづくりの中で議論すべきであり、河川整備の面からだけで議論し縮小を基本とすることを結論として打ち出すべきでない。河川整備計画策定においても前提条件として取り扱われるべきものであると考える。
	P. 50 2. 5. 2	河川敷 (1)利用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意見が十分反映されるようなしくみが必要と考える。
	P. 53 5. 5. 2	河川敷 (1)河川敷地占用許可施設	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意見を広く反映できるよう『河川保全利用委員会(仮称)』に施設利用者や周辺自治体等の関係者を入れるべき。

(第2稿)に対する大阪府の意見【要約版】

NO. 2

室・課	本文箇所	項目	意見
土木部 公園課	P. 73 2. 7. 1	淀川河川公園	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画策定には沿川自治体や施設利用者の要望が反映されるべき。 また、地区ごとにタイプを分けた整備が進められており、生態系や河川本来の特性を活かした利用形態が可能と考える。
	P. 74 4. 8. 1	淀川河川公園	<ul style="list-style-type: none"> ・『淀川河川公園基本計画改訂委員会(仮称)』では都市計画決定を基に議論を進め、広く意見が反映できるよう、「淀川河川公園基本計画」を定めるべき。 改訂にあたっては、関係自治体、都市計画決定、利用者意見の尊重を基本方針にすべき。 ・淀川河川公園連絡協議会で十分議論し、意見を反映すべき。 ・「淀川河川公園基本計画」の策定にあたっては、大阪府域全域での公園利用者の意見を反映した整備及び維持管理計画とすべき。
健康福祉部 環境衛生課	P. 44 4. 4	利水	<ul style="list-style-type: none"> ・渴水調整の際は住民生活への影響度も考慮した提案を要望します。
	P. 70, 71 5. 7. 2	各ダムの調査検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利水容量の振替を行う場合には、既得水利権者に対する理解を得て検討すること。 また、振替にあたっては新たな費用負担が生じない旨を記述すると共に、渴水調整については振替えた既得水利権者が不利にならないよう記述してほしい。
企画調整部 企画調整室	P. 44 4. 4	利水	<ul style="list-style-type: none"> ・渴水調整はこれまでどおり実績取水量に応じた制限を行うべき。
	P. 45 5. 4	利水 (2)水利権の見直しと用途間転用	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者間の用途間転用の許可にあたっては、事業者双方の合意に基づく水量を最大限確保されたい。また、利水安全度をどの程度確保するのかについては、各利水者に判断によるものとされたい。
	P. 70 5. 7. 2	各ダムの調査検討内容 (1)大戸川ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・振替の必要性について、関係者と十分な説明と理解を得たうえで、検討をおこなうとともに、新たな費用負担を生じないよう計画されたい。
	P. 71	(4)丹生ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系への影響、異常渴水時の対策が成されなかった場合の流域の社会的リスクについての説明と利水者の負担について十分な説明と合意を得ること。
		(5)余野川ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・振替の必要性については、関係者へ十分な説明と理解を得た上で、検討を行うとともに、維持管理費も含め新たな費用負担の発生のない計画とされたい。

(第2稿)に対する大阪府の意見【要約版】

NO. 3

室・課	本文箇所	項目	意見
環境農林水産部 農政室整備課	P. 44 4. 4	利水 (2)水利権の見直しと用途間転用	・『農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望に配慮する。』 ⇒『農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の環境機能に配慮する。』に修文し水質保全に対し、積極的な姿勢を示すべき。
環境農林水産部 循環型社会推進室	P. 5 1 P. 22 5. 2. 4 P. 23 5. 2. 4	流域の概要 水質 (1)琵琶湖・淀川流域 水質管理協議会 (仮称)の設立の検討 3)水質管理体制の強化 水質 (4)河川の水質保全対策	・『BODが2mg/l程度と環境基準を達成している』 ⇒『BODの75%値が2mg/l程度と環境基準(BOD)を達成している』に修正 ・設立目的に「河川の流入総負荷量管理」を追加 ・検討項目に「河川流入総負荷量管理の実施方策」を追加 ・①『水質目標の設定』⇒『水質目標とその達成方途の設定』に修正 ・『沿岸海域』⇒『大阪湾』に修正 ・『河川の水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野にいれた総負荷量削減のため流域と連携を図り』について、『琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)』での検討との結果を明らかにされたい。
建築都市部 総合計画課	P. 32 4. 3 P. 38 5. 3 P. 35 5. 3. 1	4)堤防強化対策 ①高規格堤防 治水・防災 4)ー1高規格堤防 洪水 (1)破堤による被害の回避 ・軽減 1)⑥土地利用の規制・誘導	・河川側が主導的にまちづくり側と調整を図る姿勢が見えるよう「相互に協力を図り」などの表現にしてはどうか。 ・法規制で考へないのであれば、⑥地域防災計画の項目で整理してはどうか。 また、『検討を支援する』の具体的な内容はどのようなものか。

(第2稿)に対する大阪府の意見【要約版】

NO. 4

室・課	本文箇所	項目	意見
建築都市部 総合計画課	P. 32 4. 3. 1	洪水	
	P. 38 5. 3. 1	3)流域で水を貯める	・『土地利用計画の見通しを自治体と連携して検討することについて『支援を検討する』の具体的な内容はどのようなものか。』
	P. 36 5. 3. 1	洪水 (1)⑧地域防災計画	・洪水ハザードマップを地域防災計画に反映させるのか。
	P. 37	(1)②⑦避難誘導等体制の整備	・『市町村防災会議等において必要な助言を行う。』 ⇒『市町村に対して、必要な助言を行う』ではないか。
建築都市部 建築指導室建築企画課	P. 26 5. 2. 7	景観	・『大阪府の「淀川沿川構造物に対する景観保全条例」等を踏まえて』 ⇒『大阪府の「大阪府景観条例」に基づく「淀川等景観形成地域」の「景観形成方針」及び同条例に基づく「公共事業景観形成指針」等を踏まえて』へ修正
水道部 経営企画室 経営企画課	P. 52 5. 5 5. 5. 1	利用水面 (1)①水上オートバイの利用規制	・水上オートバイの利用については水道取水口周辺を避けられたい。
	P. 44 4. 4	利水 (5)渇水への対応	・渇水調整は実績取水量に応じた制限を考慮し、利水者の意向を踏まえられたい。
	P. 70 5. 7. 2	各ダムの調査検討内容	・利水容量振替の必要性について、関係者と十分な説明と理解を得たうえで、検討をおこなうとともに、新たな費用負担を生じないよう計画されたい。

(別紙様式)

(室)課名: 河川室	
章(ページ)	意見内容
全体)	<ul style="list-style-type: none">原案(案)や原案として取りまとめられる時には、説明をいただきたい。説明資料では様々な項目内に、『調査を継続する』や『方策について検討』と記述されているが、調査や検討の具体的な内容について、どの程度河川整備計画(原案)へ位置付けられるかも含めてご教授願いたい。
P. 8 4. 1. 1 対象範囲	指定区間や流域への言及を行う場合は、現在の「河川管理上」、「行政上」の国と地方自治体の役割を踏まえて、整理を行われたい。
P. 35 4. 3 治水・防災	治水対策にあたっては、上下流の安全度のバランスを考慮した事業の推進を図られたい。また、事業の優先順位については地元自治体の意見を十分反映されたい。
P. 42 5. 3. 3 (3)津波対策 3)陸閘操作の時間短縮	<p>津波来襲時に淀川陸閘の閉鎖をおこなうこととなっているが、現在、大阪府が行っている津波シミュレーションに基づく津波想定高では大阪府管理河川に架かる国道2号線の橋梁については、防潮鉄扉を閉鎖しなくとも堤内側の浸水は起こらないものと想定しており、鉄扉は閉鎖しない方針です。</p> <p>国道2号線は地震時の広域緊急道路に指定されており、淀川陸閘の津波来襲時の閉鎖の必要性について調整をお願いしたい。</p>
P. 45 5. 4 利水	利水者の水需要の精査確認とあるが、精査確認ができるまでの間の河川整備計画への位置付けはどのようにするのか。また、精査確認、整備計画への反映のスケジュールについて教えていただきたい。
P. 50 4. 5. 2 河川敷 (1)利用	淀川河川公園など高水敷の利用については、現行の利用状況を十分に踏まえ、地方自治体や住民の意見を重視した検討を進められたい。
P. 74 4. 8. 1 淀川河川公園	

(別紙様式)

(室)課名: 河川室	
章(ページ)	意見内容
p. 56 4. 6 維持管理	大臣管理区間の維持管理にあたっては、維持管理に係る直轄負担金が廃止されることを前提にした検討を進められたい。
P. 65 4. 7. 3 事業中の各ダムの方針	先の事業評価監視委員会においても「本体工事に着手せず、調査検討を継続」となったが、本体工事までには河川整備計画の策定が必要と思われる。今後のスケジュールを教えていただきたい。

(別紙様式)

(室) 課名 : 公園課	
章 (ページ)	意見内容
利用 2 章 2. 4. 2 河川敷 (1) 利用 (48 ページ)	<p>淀川河川公園は河川敷を公園的に利用することを前提に都市計画法に基づき都計決定されており、地元説明会や審議会など、地元、利用者、学識経験者、自治体、国の意見を聴いた上で、総合的に合意を得て決定されたものである。現実的にも多数の人々が利用し、さらなる整備の要望も強く出されている。</p> <p>大阪府域の淀川流域は高度に都市化された地域にあり、グランド等の良好な空間を求めることが非常に困難な地域である。</p> <p>グランド等のスポーツ施設の配置や河川敷きの利用形態は総合的なまちづくりの中で議論すべきであり、河川整備の面からだけで議論し縮小を基本とすることを結論として打ち出すべきではない。</p> <p>また、淀川河川公園は都市計画法に基づき都市計画決定されたものであるから、関連する法定計画においても整合をはかるべきものである。よって、河川法に基づき定められる河川整備計画においても前提条件としてとりあつかわれるべきものであると考える。</p>
4. 5. 2 河川敷 (1) 利用 (50 ページ)	河川敷きは既に多くに人々に利用されている。特にグランド等のスポーツ施設は利用者も多く、利用者の意見が十分反映されるようなしきみが必要と考える。
利用 5 章 (1) 河川敷地占用許可施設 (53 ページ)	淀川河川公園は広域公園として、広く利用されているため、地域住民だけでなく、利用者の意見を広く聞き反映できるよう、河川保全利用委員会（仮称）に施設利用者や周辺自治体等の関係者をいれるべき。

関連施策 2 章 2. 7. 1 淀川河川公園 (73 ページ)	<p>淀川河川公園は広域公園として、広く利用されている。そのため、整備計画の策定には沿川自治体や施設利用者の要望が反映されるべきと考える。</p> <p>また、淀川河川公園は学術的、専門的な見地からの十分な調査検討にもとづいて、施設広場地区、野草広場地区、自然地区、景観保全地区の 4 つのタイプに分かれ整備が進められており、河川の生態系や河川本来の特性を活かした利用形態が可能と考える。</p>
関連施策 4 章 4. 8. 1 淀川河川公園 (74 ページ)	<p>淀川河川公園は都市計画法に基づき都市計画決定された広域公園で、広く利用されている。そのため「淀川河川公園基本計画改訂委員会（仮称）」では都市計画決定を基に議論を進め、沿川自治体や施設利用者など広い範囲の意見が反映できるよう、「淀川河川公園基本計画」を定めるべきと考える。</p> <p>そのため、改訂にあたっては、流域委員会の提言も考慮しながら</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 関係自治体の意見の尊重 2) 都市計画決定の尊重 3) 公園利用者の意見の尊重 <p>を基本方針とするべきと考える</p> <p>また、淀川河川公園については、地方整備局と関係自治体による淀川河川公園連絡協議会が設置されているので「淀川河川公園基本計画」策定にあたっては、関係自治体の意見が十分反映されるよう、淀川河川公園連絡協議会で十分議論し意見を反映するべきと考える。</p> <p>さらに、淀川河川公園の整備、維持管理にあたって大阪府は、直轄負担金として整備費の 33%、維持管理費の 45% を負担しているので、「淀川河川公園基本計画」の策定に当たっては、大阪府域全域での公園利用者の意見を反映した整備および維持管理計画となるべきと考える。</p>